

2004年2月 2日
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

地域IT活用型モデル事業（Web-GISシステム「みんなで育てるふじさわ電縁マップ」）に関し、新たにコンピュータ処理を行うことについて（答申）

2004年（平成16年）1月26日付けで諮問（第128号）された、地域IT活用型モデル事業（Web-GISシステム「みんなで育てるふじさわ電縁マップ」）に関し、新たにコンピュータ処理を行うことについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第16条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 地域IT活用型モデル事業は、平成14年度国（総務省）の補正予算事業である「e-まちづくり交付金」事業の企画に応募し、2003年（平成15年）2月21日に採択内示があり、事業決定したものである。

イ この事業は、市が整備を進めている市内の統合型地理情報システムである「統合型GIS」を基盤とするWeb-GIS（インターネットを利用した地図情報システム）機能と、電子掲示板などのIT技術を総合的に活用するものであり、市民等の利用者がイベント情報や地図の作製を行うなど、様々な情報を主体的に発信し情報交流ができるシステムを開発し、実証実験を行うものである。これにより、市民参加型のコミュニティ・ポータル（情報の玄関口）を構築し、地域の活性化を促進することを目的としている。

ウ 本事業を導入するに当たり、情報発信者の個人情報をコンピュータ処理す

る必要があることから諮問をするものである。

(2) コンピュータ処理の必要性及び安全対策について

ア 本事業は、具体的には、インターネットで配信する地図上に、市民等の利用者が自らの意思に基づいて情報を発信することができるシステムを構築するものである。提供される情報については、信頼性を確保することが必要であり、そのために、情報発信者を特定することができるように、情報発信者の個人情報をコンピュータ処理をする必要がある。また、市民等の利用者が都市計画図を利用して、新たな地図を作製し公開することができるが、そのためには、測量法（昭和24年法律第188号）に基づいた利用申請が必要となり、この申請に係る利用者の個人情報をコンピュータ処理をする必要がある。

このシステムで提供するサービスとコンピュータ処理をする個人情報の関係は、別紙のとおりである。ただし、本システムに参加する者は、発信情報やメールアドレスの公開等を定めた利用規約に同意の上で登録してもらうこととする。

イ 安全対策としては、このシステムの運営管理規程を定めるとともに、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図る。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理の必要性

このシステムに提供される情報の信頼性を確保するため、情報発信者を特定しなければならないこと、また、都市計画図の利用に際しては、測量法に基づく利用申請が必要であることから、利用者の個人情報をコンピュータ処理をする必要性は認められる。なお、公開するメールアドレスについては、本業務の目的等を勘案した上で、実証実験の中で、より効果的な方法について検討することが必要である。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及びこのシステムの運営管理規程を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

(別紙)

① 付箋機能

市民等の利用者が地図のどの場所にも自由に付箋を貼り、情報を書き込むことができる。

I D、パスワード、メールアドレス（ホームページアドレス）

② 掲示板機能

提供される障害者や高齢者のためのバリアフリーマップや商店街情報マップの掲示板に、市民等の利用者が情報を書き込むことができる。

I D、パスワード、メールアドレス（ホームページアドレス）

③ イベント情報

市民等の利用者が、計画したイベント情報を自由に作成し、発信することができ、開催場所を示す地図を表示することもできる。

I D、パスワード、メールアドレス（ホームページアドレス）、氏名、住所、郵便番号、職業、電話番号

④ 地図ホームページ作成

市民等の利用者が、都市計画図を利用して、自分で新たに地図を作製することができる。ただし、⑤の都市計画図の利用承認が必要となる。

I D、パスワード、メールアドレス（ホームページアドレス）、氏名、住所、郵便番号、職業、電話番号

⑤ 都市計画図の利用

測量法第44条に基づく、都市計画図の利用申請

I D、パスワード、メールアドレス（ホームページアドレス）、氏名、住所、郵便番号、職業、電話番号、申請者氏名、申請者住所（法人は代表者及び所在地）

